東久留米

教育委員会だより

第 42 号
平成25年（2013）
1月7日発行
編集発行　東久留米市教育委員会
〒203-8555東久留米市本町3－3－1
電　　話　042(470)7777

特集　続・職場体験

学校インターンシップで 情熱のある 学生"先生"を応援します！

医師も「先生」、弁護士も「先生」、政治家も「先生」…。「先生」と呼ばれる職業には幾つかありますが、「先生」と言うと、先ずは「学校の先生」が思い浮かびませんか。今号では昨年の7月1日号で特集した「中学生の職場体験」に続き、お兄さんやお姉さんに当たる大学生の職場体験、「インターンシップ」制度の一つである「学校インターンシップ」に注目し、先生を目指している〝学生〟先生を紹介します。

1 学校インターンシップ制度とは

「学校インターンシップ」は、主に職業として教職を志望する大学生や大学院生が広く社会経験を積むために、小・中学校において授業補助や行事・事務等の諸活動の実務を体験することです。「教育実習」が教科指導を中心にしているのに対して、「学校インターンシップ」は学生がさまざまな仕事に接することで、学校における教育活動全般をよく知ることができます。

さらに、学校で他の先輩教員の指導を受けながら子どもたちの手助けをし、教え導くという、大学での座学では得られない体験を通して、学生にとっても子どもたちと接することで年長者としての自覚を得て、人間的に成長する良い機会となります。市教育委員会では、今年度から6校の大学と協定を結び、6人の学生を小・中学校に派遣しています。

2 教育的効果は…

《学生にとっては…》

①学校における教育活動を広く体験できる　②直接、子どもたちと触れ合うことで実践的な力を磨くことができる　③教師としての適性を、自分で見極める機会となる　④年少者である子どもたちと触れ合うことで学生自身も成長することができる　⑤子どもを理解する能力、人間に対する理解力が深まる　⑥教育活動の補助をすることにより、地域や社会の役に立てる

《大学にとっては…》

①教職志望者に就業体験の機会を与えられる　②教職を選択肢とするキャリアデザイン教育となる　③大学の中で成長につながる、貴重な体験ができる　④学校と大学との連携を強めることができる　⑤地域に根ざす大学を築く、手かがりの一つになる

《教育委員会と学校にとっては…》

①次代の教員を育てることができる…小・中学校で学生が学ぶことにより、次代を担う高い資質を持つ教員が学生を指導することにより、自らの指導力が向上する　②学校を活性化させることができる…学生の新鮮な感性が職場の雰囲気を明るくし、教員に自らの教育に対する姿勢を振り返させる機会をつくることができる　③児童・生徒の意欲をより高めることができる…インターンシップに取り組む学生の姿は、児童・生徒の意欲的な態度を引き出し、自己のあり方や生き方を考えるきっかけとなる　④生徒の意への理解を深めることができる…日ごろ、教員には見せない面を年齢の近い学生に見せることがあり、教員と学生が協力することにより、児童・生徒を深く理解できる契機となる　⑤学生から教育活動支援を受けることができる…実験や体験活動等、さまざまな教育活動を学生が支援することで授業が充実する▽行事の運営や教材の開発等に学生の支援を受けられる　⑥大学の情報を得られる…公式文書やガイダンスからは得られない学生からの生の情報は、大学を目指す児童・生徒が自己の進路を考える上で参考になる

3 実施方法と実習内容は…

毎年、数人の学生が大学1年生の後期から配置校の学校見学を開始し、2年生と3年生は配置校で実習を行います。この実習の一部は大学の単位として認定され、4年生は可能な限り配置校において教育実習を行います。現在、小学校4人（小学校全科および養護教諭）、中学校2人（いずれも養護教諭）の学生が実習を行っています。

今号では南中学校で「養護教諭」の実習を行っている、芳賀清美先生（大学2年生）を紹介します。なお、大学の学年ごとの養護教諭の基本的な実習メニューは、次のとおりです。

【1年生】観察実習…観察・参加（年2～3回）。配置校を見学し、学校の様子を体験する　【2年生】初等教育実践研究A…観察・参加（年30回以上）。養護教諭および学級担任の仕事を手伝いながら、保健室経営や学級経営に参加し、学校保健活動および生徒指導・学習指導を学ぶ　【3年生】初等教育実践研究B…観察・参加（年30回以上）。教師（養護教諭）として目標を設定し、より実践的な内容に取り組む　【4年生】初等教育実習（「養護実習Ⅱ」）…観察・参加・実習・研究事業・事後指導（年に4週間連続）。3年生までに学んできたことを学校での教育活動の中で確認し、さらなる課題を発見しその改善を図る、などです。

実際に指導されている南中学校の大場校長先生から話を伺いました。

「学校にとって、保健室は生徒の健康面での拠り所です。また、日々の教育活動の中で、ケガをした場合の救急措置や医療機関との連携、成長期特有の悩みや専門性を要求される見解等、多岐にわたる知識と経験、意欲が養護教諭には求められています。そのためには、単なる知識だけではない、豊かな人間性や臨床経験が必要です。

この事業は、学校保健の仕事を希望する学生に、早期からそのような保健室の実状や生徒たちの意識を理解し、職員としての意識を醸成するためのプログラムとして有効だと感じています。今回実習している芳賀さんは2年生なので、生徒と年齢的にも近いため親近感をもたれ、親身になって相談に乗ってくれると期待しています。

9月から始まった取り組みは、これまで学校の現状や個々の生徒の姿を理解してもらうために授業参観や保健室での補助、個別対応が必要な生徒の対応など、生徒理解を中心に対応してきてもらいました。週に1回、午前中という限られた時間ですが、今後は保健室に来室した生徒とどんどんかかわって、『良い相談役』として頑張ってくれることを期待しています」。

続いて、芳賀先生から、教職を選ぼうとしている動機や、実際に実習を行っている感想を伺いました。

「小学生のころ、友だちが保健室から元気になって出てくる姿を見て、不思議な部屋だなぁと思ったのが、私と保健室の出合いでした。それから自分自身が成長する中で、子どもとかかわるのが好きだと感じ、人々の健康に興味があったことから、養護教諭を目指すようになりました。そして大学での教職に関する勉強と同時に、学校現場でさまざまな経験を積めることに魅力を感じ、東久留米市の学校インターンシップに応募し、南中学校で実習をさせていただいています。実習を通して、学校という組織の一員としての自覚、保健室経営、養護教諭の役割や責任、先生方との連携など、実際の教育現場だからこそ理解し実感できたことがたくさんあります。さらに、生徒たちとかかわる中で、将来、教員として、子どもたちをどのように育て、指導していけば良いのかについて、より具体的に考えることができるようになりました。

これからも、生徒たちとのかかわりを大切にして、先生方のご指導を受けながら多くのことにチャレンジし、将来、教員になるために全力で努力していきます」。

教職の道に進もうとされている皆さん、困難な課題があっても情熱を持って立ち向かっていってください。東久留米市教育委員会は応援しています。

今こそ「心の教育」の推進を

永田教育長

東久留米市教育委員会
教育長　永田　昇

日ごろから、市民の皆さまには本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

昨年は、子どもが自ら命を絶つという悲しい出来事が繰り返し起こりました。報道を聞くたびに「もっと早く気がついて、助けられなかったのか」と思うと同時に、「東久留米市の子どもたちには決してこのようなことがあってはならない」と強く思いました。

東久留米市教育委員会では子どもたちの「心の教育」の推進を図り、「いじめ０（ゼロ）」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めています。さまざまな課題に迅速かつ的確に対応できるよう教員に研修も行い、資質向上に努めています。また、学校における指導体制や相談機能を充実させるため、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と協力して、課題の解決に当たっています。さらに、いじめの根絶のためには〝開かれた〟教育委員会の推進が大切であるとし、積極的な情報開示にも努めています。

さて、平成24年度から、本市では「学校インターンシップ」により、教職を将来の職業と考えている学生を受け入れ、小・中学校で実習を行っています。この〝学生〟先生は子どもたちと年齢が近く、また、いわゆる〝教育実習生〟として短期間学校に派遣されるのとは違い、長ければ４年間じっくりその学校と向き合えます。学習以外の面でもいろいろな話ができるようになることを期待し、悩みがあれば相談相手にもなってほしいと思います。

今後も、本市20校の子どもたちに対して、教育委員会および全校の校長、副校長、教職員が一丸となって、学習指導はもとより、命の大切さ、道徳観等の指導の充実と徹底を図っていきます。それには、学校だけではなく、家庭および地域の支えが必要です。今年も、東久留米市の子どもたちのために、市民の皆さまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いします。

★いろいろあります！★

学校の先生を表す言葉

先生、教員、教師、教諭…、「先生」を表す表現はたくさんあります。一般的にはどのように使われているのでしょうか?

「先生」は学校の先生以外の職業にも使います。「教員」と「教師」は学校の先生を指し、「教師」は公認された資格を持って児童・生徒・学生を教育する人のことで、「教員」は学校に勤務して教育を行う人のことです。「教諭」は幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・盲学校・聾（ろう）学校・養護学校の正規の教員のことで、教育職員免許法により普通免許状が必要です。なお、「教職員」と言った場合は「教員」と「職員」が含まれるので、給食・用務・介助員など、学校に勤務する全ての方を含みます。

一つの職業で、こんなにいろいろ呼称があるんですね。（出典「広辞苑」）